

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	国土交通省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第17条第3項の規定により特別緑地保全地区内の土地等を市町村長が指定する緑地管理機構（※）に譲渡した場合の個人住民税・法人住民・事業税について、課税標準となる土地等に係る譲渡所得の2,000万円の特別控除制度を措置する。</p> <p>・ 特例措置の内容 多様な主体による緑地の管理を一層推進する観点から、都市緑地法第68条第1項による緑地管理機構の指定権者について、都道府県知事から地方公共団体に拡充する。 なお、本特例措置は、所有者の申し出に対して買取りを行う相手方となる緑地管理機構の指定権者が代わるのみであり、減収とはならない。</p>		
関係条文	地方税法第32条、第53条、第72条の23、第72条の49の11、第72条の49の12 都市緑地法第17条、第68条、第69条		
減収見込額	[初年度] 0 (-) [平年度] 0 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 都市域における緑地の保全・推進に係る課税特例措置を講ずることで、水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 都市内の緑地は、身近な自然的環境として残された貴重な緑の資源であり、美しい景観形成や防災性向上に寄与するとともに、空間的なゆとりや潤いをもたらすなど良好な都市環境を形成する上で重要な役割を有し、地域において適切に維持・保全又は創出すべき公共性の高いものであるが、大都市中心部の緑の絶対量は未だ不足していることに加え、市街地における私有地は減少が続いている。</p> <p>現状を踏まえ、緑地保全を効果的に行うにあたり、現状凍結的に緑地を保全する特別緑地保全地区の指定や、所有者から申出があった場合の土地の買入れ及びその管理を進める必要がある。</p> <p>現在、緑地の保全の重要性に鑑み、緑地の保全・緑地の推進に関する施策を行う主体の多様化を図る観点から、地方公共団体に加え、都道府県知事の指定による緑地管理機構制度が整備され、特別緑地保全地区内の土地について、地方公共団体及び同機構に対する譲渡に係る個人・法人の課税の負担が軽減されているところ。</p> <p>今般、多様な主体による緑地の管理を一層推進する観点から、緑地管理機構の指定権者に市町村長を追加することに伴い、市町村が指定する緑地管理機構においても同様に、特別緑地保全地区の土地について、緑地管理機構に対する譲渡に係る個人・法人の課税の負担を軽減する必要がある。</p> <p>なお、現行の制度においては、特別緑地保全地区における申し出に基づく買取りは、原則として地方公共団体が買い、希望があった場合に緑地管理機構が買い取ることで行われている。これまで、緑地管理機構による土地の買取実績は無いものの、今後、地方公共団体の財政のひっ迫状況や、市町村長による緑地管理機構の指定の促進により、地方公共団体以外による土地の買取りの必要性が高まっていくものと考えられる。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>地球温暖化対策計画（H28 閣議決定）や第 4 次社会資本整備重点計画（H27 閣議決定）等において、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標 7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する ・業績指標 24 都市域における水と緑の公的空間（制度等により永続性が担保されている自然的環境）確保量
	政策の達成目標	都市域における水と緑の公的空間確保量 12.8 m ² /人（平成 24 年度）を約 10%増【期限：平成 32 年度（14.1 m ² /人）】
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	12.8 m ² /人（平成 24 年度）を約 10%増【期限：平成 32 年度（14.1 m ² /人）】
	政策目標の達成状況	都市域における水と緑の公的空間量 平成 25 年度：12.9 m ² /人（平成 24 年度比約 1%増）
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業者見込件数：1～2 件程度／年 <p>※原則として、地方公共団体が買い取ることが主であるため。 ※本特例は、特別緑地保全地区内の土地を緑地管理機構に譲渡した場合の所得税・法人税について、一律に税制上の特別控除を講じるものであり、その対象が特定の者に偏るものではない。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例は、特別緑地保全地区内の土地について、現行制度による地方公共団体及び都道府県知事が指定する緑地管理機構に、市町村長が加える緑地管理機構が加わることで、施策を行う主体の多様化が図られ、民間主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて緑豊かな都市環境が形成されることが見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	当該要望項目と連動：所得税・法人税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地環境事業 ・古都保存・緑地保全事業 <p>※社会資本整備総合交付金の内数 （平成 29 年度概算要求額 10,549 億円）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記の予算上の措置については、公園、緑地、公共公益施設の緑化及び保全を推進する地方公共団体向けの補助に位置づけられる予算である。</p> <p>一方、本特例は、特別緑地保全地区内の緑地の所有者に税制上のインセンティブを与え、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体への譲渡を促進するものであり、従来以上にきめ細かい緑地の保全が行われることが期待され、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>緑地保全を効果的に進めるにあたり、現状凍結的に緑地の保全を進める特別緑地保全地区の指定及びその買取り・管理は重要な位置づけにある。</p> <p>現行の制度においては、特別緑地保全地区の買取りは、原則として地方公共団体がいき、希望があった場合に緑地管理機構が買い取ることとされているため、緑地管理機構による土地の買取実績はないものの、今後、地方公共団体の財政のひっ迫や、市町村長による緑地管理機構の指定により、地方公共団体以外による土地の買取りの必要性が高まっていくと考えられる。</p>
	ページ	3-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>0件。 ※緑地管理機構による土地の買取実績は無い。 (緑地管理機構に指定されている団体：6団体)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>特別緑地保全地区内の土地について、緑地管理機構等の緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体への譲渡を促し、従来以上にきめ細かい緑地の保全が行われることを通じて、良好な都市環境の形成を図る。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成8年度創設</p>
<p>ページ</p>	<p>3 - 3</p>